

令和 6 年 9 月 議 会
福祉都市委員会報告資料

- 1 福岡市緑の基本計画の改定の検討状況について

令和 6 年 9 月 10 日

住 宅 都 市 局

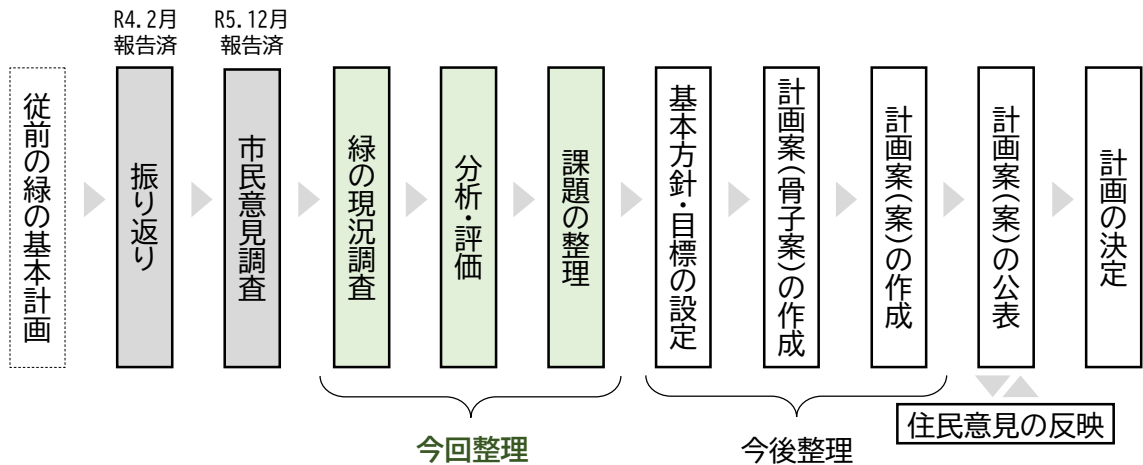
福岡市緑の基本計画の改定の検討状況について

1 趣旨

都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」の改定については、上位計画である第10次福岡市基本計画等の検討を踏まえ、市民や有識者、議会の意見等を伺いながら検討を進めており、今回、進捗状況について報告するもの。

2 検討状況

<計画策定のフローチャート>

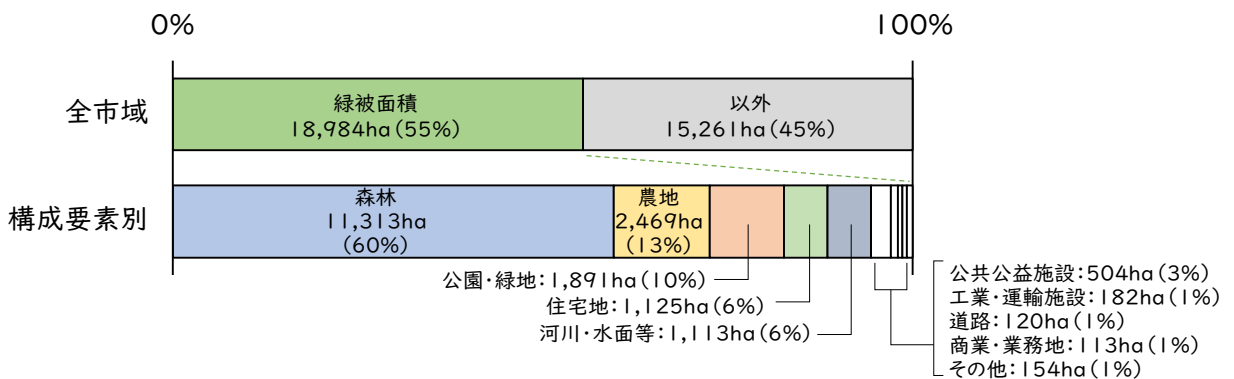


緑の現況調査

(R4調査実施・R5とりまとめ)

(1) 緑被面積

- ・福岡市内全域の緑被面積は18,984haで、緑被率は55.4%。
- ・構成要素別に緑被面積をみると、全体のうち森林が60%を占め、次に農地13%、公園・緑地10%、住宅地6%、河川・水面等6%。



(2) 持続性のある緑*の変遷

- ・持続性のある緑は324ha増加した。
- ・公園緑地や水道水源かん養林が増加した一方、農地のほか、風致地区内の開発や緑地保全林地区等の指定解除などで減少した。

※ 次のいずれかの要件に当てはまるものと定義している。

ア 法令により土地利用転換が制限されている緑地

イ 公的機関かそれに準じる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑

ウ その他法令による位置づけがある緑

◎ 基本方向毎の主な課題

基本方向1 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます 骨格

- ・山林の緑が豊かと感じている市民の割合は目標ほぼ達成。
- ・市域全体の「永続性のある樹林地」は増加したが、市街化区域で減少。
→市街化区域内での樹林地の保全が課題

基本方向2 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます むすぶ

- ・緑被面積は増加したが、豊かと感じている市民の割合は目標に到達していない。
→市民が実感できる緑の連続性の確保が課題

基本方向3 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります 拠点

- ・都心部の緑が豊かと感じる市民は増加しているものの、緑被面積は微増にとどまる。
→都心部やアイランドシティ等の拠点における緑化の推進が課題

基本方向4 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります 身近

- ・公園の再整備は進んだが、公園に親しみを感ずる市民の割合は目標に到達していない。
→公園に親しみを感ずる利活用の促進が課題
- ・公共公益施設の緑被面積は増加したが、民有地の緑被面積は減少。
→民有地の緑化が課題

基本方向5 福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります 安全・安心

- ・公園の再整備は進んだが、防災対策が充実していると感じる市民の割合は目標に到達していない。
→公園の防災機能についての広報啓発が課題

基本方向6 市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます 共働

- ・団体数は増加したが、参加している市民の割合は減少。
→市民の参加率向上が課題

(参考) 第10次福岡市基本計画(原案)

◎ みどりに関連する主なポイント

<目標4> 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

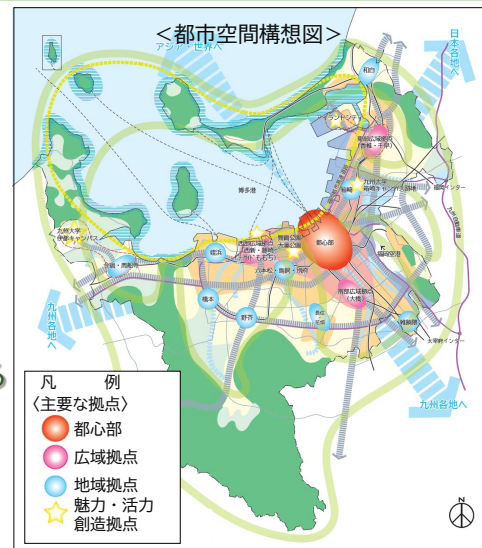
- ・行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組む。
- ・公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や魅力向上を図るなど、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進める。

<目標6> 都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている

- ・博多湾や那珂川などの水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある魅力的なまちづくりを進める。

<空間構成目標> 緑の骨格

- ・緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしている。



緑の基本計画検討委員会

有識者等12名から構成される委員会を開催し意見を聴取

- R5. 11. 20 第1回検討委員会 (現計画の振り返り)
- R6. 1. 26 第2回検討委員会 (市民意見調査・現況調査)
- R6. 8. 8 第3回検討委員会 (改定の方向性)

3 改定の方向性

社会情勢の変化や世界の潮流を踏まえ、現代における、みどりに対する考え方を明文化することで、時代のニーズに対応した、みどり行政を推進していく。

(1) “みどりを大切にする姿勢”の明確化

公園や街路樹等の緑は、市民の貴重な財産であり、都市環境の形成に寄与し、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素、という認識のもと、“みどりを大切にする姿勢”を基本としたうえで、地域の声や市民の想い、歴史や背景、気候変動対策、生物多様性の確保、効率性や経済性など、様々な観点から総合的に勘案して、みどりのまちづくりに取り組んでいく。



<みどり豊かな街路樹>
※舞鶴公園南側



<都市の中の身近なみどり>
※福岡市動植物園周辺

(2) 基本方向に“こども・若者”の視点を追加

次代を担う子どもたちが明るい未来を描くことができるものにするために、福岡市の緑の将来像図を実現するための基本方向に“こども・若者”の視点を盛り込む。



<地域の子ども達との植樹>
※雑餉隈桜並木通り



<インクルーシブな子ども広場整備>
※百道中央公園

(3) “共働”の拡大

花“で”まちづくりを行う「一人一花運動」の拡大や、市民や企業と共働で、緑豊かなまちづくりを推進する「都心の森1万本プロジェクト」の開始を背景に、愛護会の担い手不足や地域コミュニティの希薄化などといった課題も踏まえ、個が共感できるよう意識を醸成すべく、緑の“共働”の側面を幅広く打ち出していく。



<地域主体の公園づくり>
コミュニティパーク事業 ※田隈中公園

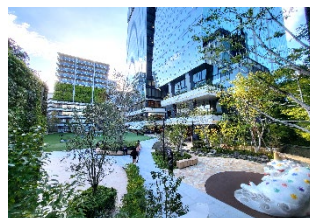


<地域・企業による花壇づくり>

(株)株式会社正興電機製作所 ※博多区東光

(4) 特色あるみどりの創出

天神ビッグバンや博多コネクティッドにより生まれ変わる都心部をはじめ、市内各所の公園において、新規整備や再整備の機会を捉え、民間活力の導入など、様々な手法を用いて、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりをつくっていく。



<民有地の建替えに伴うみどりの創出>
※福岡大名ガーデンシティ



<民間活力の導入による魅力向上>
※高宮南緑地

(5) 計画・事業の再定義

緑の基本計画に関連する「みどり経営基本方針(H27策定)」や「公園再整備計画(H20策定)」など複数の個別計画をブラッシュアップして盛り込むとともに、現在取り組んでいる各種プロジェクトを体系化して推進していく。



◎ 改定のポイント

- 課題解決に向けて、**社会情勢の変化、市民の意見、世界的潮流**を踏まえて、取り組んでいく。
- 福岡市の目指す「**みどりの将来像図**」については、**長期的な時間軸**で考えるものであることから、「**基本方向**」は**維持しながら**、取り組んでいく。
- 多様な主体に、**みどりのまちづくり**に携わってもらうため、**基本方向**をはじめ、様々な取組みをより分かりやすく表現していく。

基本方向1 みどりの骨格を守る

- ・市街化区域における樹林地・農地の保全
- ・自然を大切に取る取組みの継続と、森林、博多湾、干潟などの保全
- ・**森林の面積を維持**するとともに、植生の多様性を回復させて**緑の質の改善**
- ・災害の防止など森林の持つ公益的機能の維持向上や、生態系の保全、ネットワークの形成など生物多様性への配慮の観点からの、適切な維持管理による**森林による自然環境の保全**
- ・担い手(林業従事者)の育成など、**林業を安定させる仕組みづくり**

基本方向2 海と山をみどりの回廊で結ぶ

- ・人口増加に伴う宅地造成により農地が減少する状況下での**緑被面積の確保**
- ・民有地の緑も含めた市内の**緑(樹林地、河川、農地など)のネットワーク化**
- ・適切な維持管理による大気浄化や騒音の緩和など、**緑による生活環境の改善**

基本方向3 みどり豊かな拠点を作る

- ・都心の公園・水辺空間において憩いや賑わい・観光・歴史・文化芸術等の**拠点創出**
- ・アジアの玄関口として、賑わいや憩いの場とする観点を踏まえ、大規模な公園において**集客を促進**
- ・民との連携による公園の利便性や魅力の向上
- ・公園や道路等への植栽や管理の充実、ビルの建替えに伴う緑の導入など、**官民による都心部等の緑化推進**

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

- ・今後の人口構成を踏まえ、子どもの遊び場や市民の憩いの場等となる**公園の整備や適正配置**
- ・子ども等が安心して遊べる環境のため、公園の適切な維持管理や利用ルールの柔軟化
- ・**健康増進や子育て**など、公園における多様なニーズへの対応
- ・公園に親しみをもってもらうため、**公園の利活用を促進**
- ・住宅地をはじめとする民有地や公益施設における緑化の推進のあり方について検討
- ・街路の緑化推進と適切な維持管理の充実

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

- ・緑が持つ透水、保水といった災害の防止や暑熱緩和につながる**多様な機能の確保、活用**
- ・**防災拠点**となる公園の整備の継続
- ・市民への適切な情報発信

基本方向6 行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる

- ・みんなが自由で楽しく緑のまちづくり活動に参加できる環境づくりや仕組みづくり
- ・今後の担い手確保やマネジメントのあり方も見据えた、**官民連携の推進**
- ・緑についての**市民・企業への情報発信**とまちづくり活動への**参画促進**
- ・担い手の継続的な活動を支援するための、ソフトウェア(活動)とハードウェア(整備)の**好循環の構築**
- ・**市内内部における各部署の連携強化による全庁的な緑化推進体制及び進捗管理方法の構築**

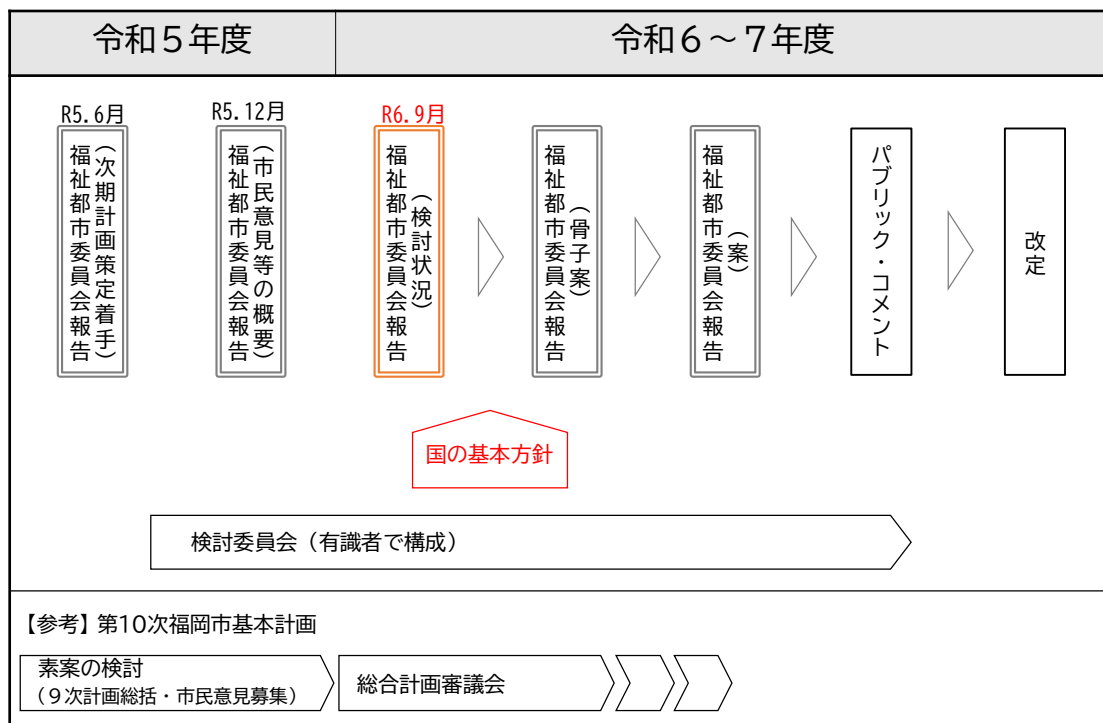
横断的な視点
(世界的潮流)

- Well-beingへの貢献
- SDGsへの貢献
- ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラルへの貢献

グリーンインフラ
の推進

4 今後の進め方

令和7年度の改定を目指し、国が提示する基本方針の策定状況等を注視しつつ、検討委員会にて有識者等から助言をいただきながら検討を深め、適宜議会にも報告しながら改定に取り組んでいく。



〈参考〉都市緑地法の改正

緑の基本計画の根拠となる都市緑地法に関連して、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が5月29日に公布され、国が緑地の保全等に関する基本方針を提示し、都道府県が基本方針に基づき広域計画を策定、市町村はその基本方針に基づき、広域計画を勘案して、緑の基本計画を定める必要がある、とされたことから、国が提示する基本方針の策定状況等を注視しつつ、取り組んでいるところ。

参考：計画の連携イメージ（黒字：既存、赤字：新設）

